

お知らせ

光化学スモッグ注意報発令のメール配信

市では、光化学スモッグ注意報などが発令された場合に、メールによる情報配信を行っています。配信登録を行っていただくことで、注意報の発令時に情報が配信されますので、ぜひご利用ください。

■光化学スモッグとは？

4月から9月は光化学オキシダント(スモッグ)の濃度が高くなりやすい季節です。日差しが強く、気温が高い風の弱い日に高くなる傾向があります。人によっては、目やのどが痛くなります。光化学オキシダント注意報が発令されたときは、次のことにご注意ください。

- ①屋外での激しい運動などはできるだけ控えてください。
 - ②「目がチカチカする」、「のどが痛い」などの症状が現れたときは、目を洗ったり、うがいをして室内で休むようにしてください。
- ※光化学スモッグ注意報が発令されたことにより、直ちに健康に影響があるわけではありません。
※洗濯物は、通常どおり屋外に干していただいても問題ありません。

■メール配信の登録方法

nagaml.smog@mpme.jp に空メールを送信いただき、その返信メールの内容にしたがって登録してください。

QRコードからも登録いただけます →



安全・安心メールも配信中

市では、犯罪や災害の発生状況等をお伝えする安心・安全メールも配信しています。

次のアドレスからアクセスして登録してください。

■メールアドレス

防犯情報 nagaml.bouhan@mpme.jp
防災情報 nagaml.bousai@mpme.jp
クマ情報 nagaml.kumaetc@mpme.jp

■QRコード

防犯情報



防災情報



クマ情報

保健所による
飲用井戸水等の
水質依頼検査取扱いの廃止

保健所で行われていた飲用井戸水等の水質依頼検査(有料)は、平成20年6月30日で廃止されます。



7月以降、水質検査を希望される場合は、水道法に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関または建築物衛生法に基づく知事登録の建築物飲料水水質検査業者をご利用ください。

詳しくは、下記までお問合せください。

お問合せは、長浜保健所(☎6664)または滋賀県庁生活衛生課(☎077-528-3645)へ。

お問合せは、総務課防災危機管理グループ(☎6555)へ。

硫化水素ガスによる事件が県内でも発生しています

- ・卵の腐ったような臭い(硫黄臭)がしたら
- ・「ガス発生中」の貼り紙をみつけたら

- ①近寄らず
- ②すぐに離れて(風上へ)
- ③110番・119番へ

(硫化水素の特徴)

- ・無色透明・毒性の強いガス。
- ・卵の腐ったような強い刺激臭(硫黄臭)。
- ・空気より重く低い所に溜まりやすい。

風上へ!



注意! 硫化水素による事件が多発しています

お知らせ

木造住宅の

無料耐震診断を行います

「長浜市木造住宅耐震診断員派遣事業」

市では、滋賀県で登録された耐震診断員を派遣し、市内の木造住宅を対象に無料の耐震診断を行います。

■対象となる木造住宅

- 市内に所在し、次の要件をすべて満たす住宅
- ①昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- ②延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
- ③階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
- ④木造軸組工法のもの

■対象者

対象となる住宅を所有する人

■耐震診断の内容

「滋賀県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づいて、県に登録している耐震診断員が、主に目視で診断します。

■予定棟数

40棟(申込先着順)

■受付開始

6月2日(月)から

■申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入し、次の書類を添えて建築課まで提出してください。
○建築物の建設時期・延べ面積のわかる書類(確認通知書、固定資産税課税明細書、建物の登記簿などいずれかの写し)



木造住宅の耐震バリアフリー改修工事に対して補助を行います

～長浜市木造住宅耐震・バリアフリー改修事業～
耐震診断の結果、倒壊の可能性が高いとされた木造住宅の耐震改修工事等の費用を一部補助します。

■対象となる木造住宅

- 市内に所在し、次の要件をすべて満たす住宅
- ①耐震診断の結果、総合評点が0.7未満とされたもの
- ②昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- ③延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
- ④階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
- ⑤木造軸組工法のもの

■対象者

- 対象となる住宅を所有し、次の要件を満たす人
 - ①市税等の滞納がない人
 - ②対象工事について、国・県・市の他の制度による補助を受けていない人
- 補助の対象となる工事
工事費の総額が100万円を超え、平成21年3月31日までに工事が完了する次の2つの工事

○耐震改修工事

耐震診断の結果、総合評点が0.7未満と評価された住宅を1.0以上に引き上げるための改修工事

○バリアフリー工事

耐震改修工事と併せて行う段差解消など地震避難時の手助けとなるために改修する工事

■設計者・工事施工者の選定

補助の対象となる工事を行うために必要な設計や工事の施工は、滋賀県講習会修了者登録名簿に登録されている設計者・施工者に依頼する必要があります。

■補助金の額(標準額)

対象となる工事費	100万円超え 200万円以下	200万円超え 300万円以下	300万円超
補助金の額	20万円	30万円	50万円

■申込期間

6月2日(月)～12月19日(金)

■申込方法

申込み時に設計図・見積書の提出が必要です。必ず事前にご相談ください。

このページに関するお問合せは、建築課(☎6543)へ。